

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年6月30日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第69号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成27年杉並区規則第41号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「四捨五入して得た数」の次に「（当該得た数が1に満たないときは、1）」を加え、同項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第2項中「第29条第5項第2号」を「第29条第7項第2号」に改める。

第10条に後段として次のように加える。

この場合において、第8条第1項第3号中「第6条の3第10項第2号又は第3号」とあるのは、「第6条の3第10項第2号」と読み替えるものとする。

第10条に次の1項を加える。

2 条例第32条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

第13条中「第6条の3第10項第2号」とあるのは」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」とあるのは、」に改める。

第15条中「第6条の3第10項第2号」とあるのは」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」とあるのは、」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第50条第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入するものとする。

附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。